

叙勲受章者等の皆様、 褒め称える言葉にはご注意を!

例えば まず業者から往復はがきが届きます。

叙勲おめでとうございます。
あなたの素晴らしい人生訓を
教えて頂けませんか？



記入して返送すると電話がかかってきます。

あなたの素晴らしい人生訓が多数の中から選ばれて
掲載されました。
掲載された本や新聞を購入しませんか？
金額は〇〇万円です。

実際には・・・
内容の優劣の審査は行われていない。

➤➤➤ **高額な書籍等の記念品を購入させられます。**



【間違っ



- ・「叙勲をされたし買ってでもいいかな」と
安易に考えず、慎重に判断しましょう!
- ・「要りません」と断る勇気を持つ!
- ・『叙勲受章』や『元号改元』の際には
特に気を付けましょう!

電話勧誘販売は、契約書面を受け取った日を含めて
8日間はクーリング・オフができます

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ！

クーリング・オフの手続

電話勧誘販売による取引は、契約書面を受け取った日を含めて**8日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約（申込）年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。**あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合があります。

諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

書面の記載例

切手	□□□□□□
××県×市×町×丁目×番×号	
株式会社××× 御中	

通知書	
この契約を解除します。	
契約（申込）年月日	平成〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇一式
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社 ×××
	□□営業所
	担当者△△△△
支払った代金〇〇円を返金してください。	
平成〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名	〇〇〇〇

関東経済産業局 消費者相談室

電話：048-601-1239
受付曜日：月曜日～金曜日
（祝祭日・年末年始除く）
受付時間：10:00～16:00

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。



消費者ホットライン いやや！
☎（局番なし）188

消費者ホットライン188
『イヤヤン』